

普通乗用自動車買入（神戸）仕様書

1 品目及び数量

普通乗用自動車 1台

2 概要

神戸海上保安部管理課において、使用する普通乗用自動車を買入れるものである。

3 納入場所及び納入期限

納入場所：神戸海上保安部管理課

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1

TEL 078-331-8440

納入期限：令和2年3月30日（月）

ただし、納入時期は、担当官と協議のうえ決定すること。

4 仕様

下記に示す仕様を満たす新車であること。

(1) 種別・用途等

① 種別/用途	普通/乗用
② 車 型	セダン
③ ドア数	4ドア
④ 全長/全幅/全高	4.9m程度/1.8m程度/1.4m程度
⑤ 車両重量	1.5トン以上～2.0トン以下
⑥ 乗車定員	5名以上
⑦ 燃料/タンク容量	ガソリン/50L以上
⑧ 排気量	2500ccクラス以上
⑨ 駆動方式	2輪駆動
⑩ 変速方式	無段変速機構
⑪ ハンドル	右ハンドル(パワーアシスト付)
⑫ ブレーキ	A B Sを装備
⑬ SRS エアバック	運転席及び助手席に標準装備
⑭ シートベルト	前後部座席に標準装備
⑮ パワーウインドウ	前席及び後席に標準装備
⑯ 車体色	黒または紺

(メーカー標準規格により別途指定する)

(2) 環境仕様

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)

第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成30年2月)の「自動車」の基準を満たすもの。

また、政府方針に基づき、次世代自動車のうち「ハイブリッド自動車(HV)又はクリーンディーゼル自動車(CDV)」であること。

(3) 装備品

次の装備を有すること。

- ① フロアマット(前後部座席)
 - ② サイドバイザー(左右前後部)
 - ③ オートエアコン
 - ④ ナビゲーションシステム、
 - ・7インチ以上ディスプレイ
 - ・住所及び電話番号検索機能
 - ・バックモニター機能
- ※TV受信を出来ないようにすること
- ⑤ ETC2.0車載機(セットアップを含む)
 - ⑥ AM/FMラジオ(ナビゲーションシステムに機能が含まれる場合は、不要)
 - ⑦ フルホイールカバー(標準でアルミホイール付は、可)
 - ⑧ スペアタイヤ(応急タイヤ可)
 - ⑨ 簡易工具一式
 - ⑩ キーレスエントリーシステム
 - ⑪ プライバシーガラス(リヤドア及びバックウィンドウ)
 - ⑫ ドライブレコーダー(セットアップを含む)

5 諸手続等

次の手続等は、請負業者が代行して実施すること。

- (1) 道路運送車両法に基づく自動車検査(新規)及び自動車登録、自動車重量税法に基づく自動車重量税の納付(36か月)
- (2) 自動車損害賠償保証法に基づく責任保険契約の締結(36か月)
ただし、保険期間は自動車検査有効期間と同一とする。
- (3) 自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金の納付
- (4) 車両納入時に下取り車両を引き渡すので道路運送車両法に基づく「一時抹消登録」を速やかにおこないその証明書を提出すること。
- (5) 下取り車両については、既に「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」に基づく「再資源化預託金等」及び「資金管理料金」を次のとおり預託済みであり、下取り日をもって国は下取り車の最終所有者ではなくなるので、「再資源化預託金等」相当額を歳入徴収官第五管区海上保安本部経理補給部長から別途発行される納入告知書により所定の期日までに納付すること。

(内訳)

再資源化預託金等 11,270円、
資金管理料金 480円、
預託金納入日 平成18年5月22日、

(6) 下取り車両、

車種 日産 シルフィー (平成15年式)、
種別 小型乗用自動車、
走行距離 約98,675km (令和元年10月現在)、
初度登録年月 平成15年5月、
車検満了日 令和2年5月29日、
登録番号 神戸501の6168、

6 提出書類、

納入時期に、次の書類を提出すること。

- (1) 自動車車検証
- (2) 自動車賠償責任保険証明書 (領収書を含む。)
- (3) 自動車重量税領収書
- (4) 自動車取扱説明書
- (5) 整備手帳
- (6) 自動車保管場所標章
- (7) 自動車保管場所標章番号通知書
- (8) 再資源化預託金等の預託証明書
- (9) その他新車の登録等に関する書類

7 その他

- (1) 納入する物品の品目等については、別紙「仕様確認申請書」を提出し、神戸海上保安部管理課長の審査を受け、支出負担行為担当官の承認を得たものとする。
- (2) 購入車両に関して、部品の供給、アフターサービス等を適切に行える体制であること。
- (3) 本買入は、検査職員の実施する検査をもって履行完了とする。
- (4) 支払いは、履行完了後、請負者の請求をもって行う。
- (5) 詳細については、第五管区海上保安本部入札・見積心得書による。
- (6) 本仕様に疑義が生じた場合は担当官と協議の上、その指示に従うこと。